

茅ヶ崎市環境事業センター  
粗大ごみ処理施設整備基本構想概要版

平成 28 年 7 月

茅ヶ崎市



## 1. 目的

茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設は、昭和 52 年度に稼働開始後、約 38 年が経過しています。定期的な保守点検と補修を行うことで今日まで適正に施設の維持管理に努めてきましたが、機械設備は耐用年数を大きく経過し、長期稼働に伴う老朽化が進行しています。また、稼働開始後の各種リサイクル法の施行に伴い家電リサイクル法指定品目、小型家電等が処理対象外となったこと等により、施設建設時と比較して処理対象物の量並びに組成が大きく変化しています。

こうした状況も踏まえると、今後も適正な処理を行っていくためには、新たな施設の整備が必要な時期にきているものと言えます。そのため、新たな施設を整備するにあたり、施設整備に係る基礎的事項を取りまとめた基本構想を策定することとしました。基本構想の策定にあたっては、行政区域を越えた地域における循環型社会の形成推進及び最終処分量の削減をふまえつつ、現状のごみ処理状況における課題等を整理し、施設整備の基本方針と施設整備の前提条件をまとめ、適正かつ安全にごみを処理できる処理施設の規模、受入供給方式、破碎形式、破碎物搬出方式等を検討し、取りまとめるものとします。なお、本粗大ごみ処理施設の整備については、湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画及び第 2 次神奈川県湘南東地域循環型社会形成推進地域計画に位置づけられています。

## 2. 基本方針

施設整備に係る基本方針は以下の 7 項目とします。

- 適正な処理を行うことができる施設
- 資源循環型社会形成を促進する施設
- 最終処分量の削減に寄与する施設
- 安全で安心して運転ができる施設
- あらゆる災害や危機に対応できる施設
- 快適で安全な生活環境を守る施設
- ごみや資源物を経済的・効率的に処理する施設

## 3. 計画期間

本施設の計画期間（工期と供用）は以下のとおりです。

- 工事期間：平成 33～34 年度（2 ヶ年）
- 供用期間：平成 35 年 4 月から 20 年間（予定）

## 4. 処理対象区域と処理対象物

本施設で処理を行うごみは、1 市 1 町（茅ヶ崎市と寒川町）から排出される一般廃棄物のうち、燃やせないごみ（不燃ごみ）と大型ごみ（臨時ごみ）とします。

## 5. 施設規模

本施設の施設規模は、過去5年間の処理対象ごみ量及び人口をもとに算出した結果、1日当たりの処理能力は28トンとなります。

表1 施設規模の算出条件

	茅ヶ崎市	寒川町
①年間処理量 (H35 予測値)	4,573 t/年	1,448 t/年
②計画年間日平均処理量	12.5 t/日	4.0 t/日
③実稼働率	0.71 (260÷365)	
④月最大変動係数	1.27	1.15
⑤施設規模	22 t/日	6t/日
	28 t/日	

## 6. 建設予定地

湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画において、茅ヶ崎市・寒川町の不燃ごみ及び粗大ごみは茅ヶ崎市環境事業センター内に建設する新粗大ごみ処理施設にて処理すること、と位置づけられておりますが、新粗大ごみ処理施設の建設予定地は、環境事業センター内の旧焼却施設を解体撤去後の跡地を利用することとします（図1参照）。

理由としては、以下の点があげられます。

### 【理由】

運転停止中の旧焼却施設の解体撤去後の跡地を有効利用することで、粗大ごみ処理施設と焼却処理施設を近接させることができ、破碎残渣の運搬が容易になります。また、新施設の建設工事中も既存施設を稼働させることが可能となります。

備考：新粗大ごみ処理施設の建設にあたっては、現在稼働中のごみ焼却施設の環境事業センター敷地内での将来的な更新も視野に入れておく必要があります。

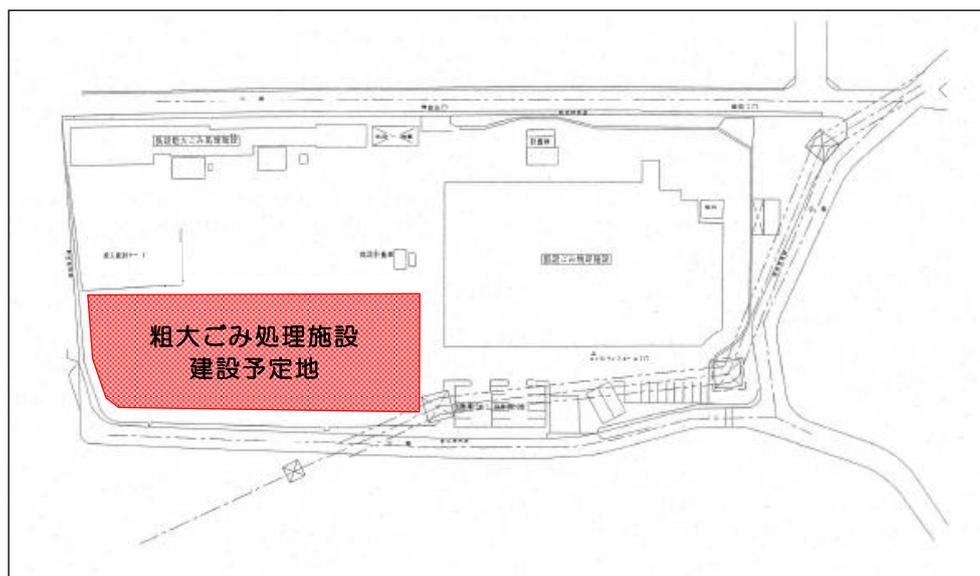


図1 建設予定地位置図

## 7. 処理方式

処理方法は、安全で安心して運転ができ、資源循環型社会形成を促進し、最終処分量の削減に寄与する施設として、低速回転式破砕機と高速回転式破砕機を直列配置し、破砕物中の金属回収のための選別機を設置するものとします。

理由としては、以下があげられます。

- ① 安全で安心して運転ができる施設  
⇒処理対象物中の異物による爆発対策として、低速回転式破砕機を導入するものとします。
- ② 資源循環型社会形成を促進する施設  
⇒処理対象物中に含まれる資源（金属類）を分別回収するため、磁選機並びにアルミ選別機を導入するものとします。
- ③ 最終処分量の削減に寄与する施設  
⇒最終処分量を削減するため、残渣中に含まれる非鉄金属（アルミ）の分別回収設備（アルミ選別機）を導入するものとします。

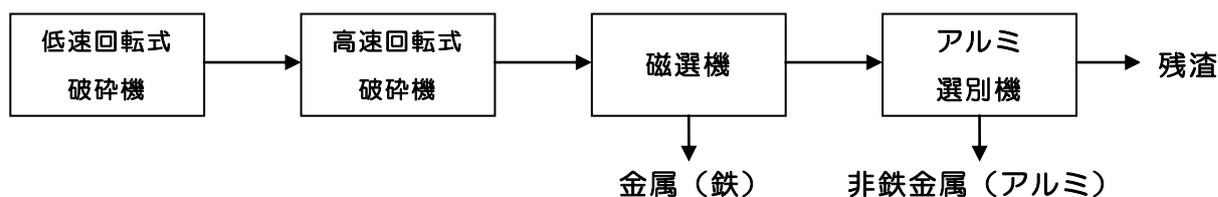


図2 処理フロー概略

## 8. 搬出物の種類と処分方法

破砕選別処理によって発生する処理物は、循環型社会形成推進のための資源化と最終処分の削減を目的とした焼却処理を行うこととします。

表2 搬出物の種類と処分方法

搬出物の種類	処分方法
金属（鉄）	資源化（売却→原料化）
非鉄金属（アルミ）	資源化（売却→原料化）
破砕選別後の残渣（可燃・不燃性混合）	焼却処理（減量・減容化→埋立処分）

## 9. 公害防止

粗大ごみ処理施設では廃棄物を破砕し機械選別するため運転時に音や振動が発生しますが、防音材の施工や防振架台への設置等の防音・防振対策を行い、敷地境界線における法及び条例等の規制基準を遵守します。

また、破砕選別時に発生する粉じんについては、適所に集じん及び散水を行い、作業環境及び周辺環境への影響を極力抑えるものとします。

## 10. 事業工程

平成 27 年度から施設の供用開始となる平成 35 年度までの事業工程（案）は、図 3 にしめすとおりとなります。

図 3 事業工程（案）

年度	27	28	29	30	31	32	33	34	35
施設整備基本構想 <sup>※</sup>	→								
循環型社会形成推進地域計画(第3次計画提出時期)		●							
施設基本計画 <sup>※</sup>			→						
PFI導入可能性調査 <sup>※</sup>				→					
生活環境影響調査 <sup>※</sup>				→					
施設建設請負業者選定(実施設計) <sup>※</sup>					→				
旧焼却施設解体関係調査									
建物調査 <sup>※</sup> 、土壌調査計画策定 <sup>※</sup>	→								
旧焼却施設解体工事									
仕様書策定 <sup>※</sup> 、解体・建設工事 <sup>※</sup> 、土壌調査			→	→	→	→	→		
建設工事 <sup>※</sup>							→	→	
供用開始									★

※：環境省循環型社会形成推進交付金の対象事業

## 11. 事業費

新粗大ごみ処理施設の事業費は、税抜きで約 56 億 9 千万円となります。施設竣工までに係る金額は建設費と旧焼却施設解体工事費の合計で約 36 億円、供用開始後 20 年間に係る金額は維持管理費と用役費で約 20 億 9 千万円となります。

表 3 事業費内訳

建設費 <sup>※</sup>	約 31 億 3 千万円	プラントメーカーへのアンケート結果等より
維持管理費（20 年間）	約 16 億 2 千万円	
用役費（20 年間）	約 4 億 7 千万円	
旧焼却施設解体工事費 <sup>※</sup>	約 4 億 7 千万円	解体業者からの参考見積より

備考：1 千万未満切り上げ表示

※：環境省循環型社会形成推進交付金を活用予定の事業